

# 福岡県公報

平成22年11月17日  
第3185号

## 目次

告示(第1810号 - 第1826号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	.....	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	.....	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	5
保安林の所在場所等	(森林保全課)	.....	5
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	5
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	5
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	.....	6
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	.....	6
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	6
公安委員会			
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	.....	7

警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	(警察本部生活安全総務課)	.....	9
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	.....	10
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	.....	11

## 告示

福岡県告示第1810号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡新宮町大字立花口433番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
鹿児島県鹿児島市谷山港二丁目5番32号  
セイコー運輸株式会社  
代表取締役 鳥部 敏雄

福岡県告示第1811号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
----------	------	------

県管久留米地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成22年11月17日から 平成22年12月16日まで	久留米市役所
----------------------------------	--------------------------------	--------

福岡県告示第1812号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ドラッグコスモス長者原店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町長者原字沼ノ内771番1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第1813号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

北九州	県 道	直 方 線 芦 屋	前	遠賀郡遠賀町大字広渡1317番1先から 遠賀郡遠賀町大字広渡1647番2先まで	6.0 ～ 16.0	137.0
			後	同上	7.6 ～ 18.2	

福岡県告示第1814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	直 方 線 芦 屋	遠賀郡遠賀町大字広渡1317番1先から 遠賀郡遠賀町大字広渡1647番2先まで

福岡県告示第1815号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成22年10月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人グリーン・ルネッサンス山田

(2) 代表者の氏名  
大門 環

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県嘉麻市上山田86番地121

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民と同じ目線に立ち、環境保全、青少年健全育成、福祉向上を基本とする活動を、地域住民が主体となって行うことのできる事業を行うことで、市民活動を活性化し心豊かな地域環境の醸成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1816号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日  
平成22年10月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
NPO法人ふくようスポーツクラブ

(2) 代表者の氏名  
片田 秀治

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県春日市弥生2丁目43番地

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害の有無などに関わらず、地域の幼児から中高年齢者の人々に対して、幼稚園・保育園・小学校でのスポーツ教室の開催事業、スポーツ選手などの

育成事業、及び文化・芸術・スポーツを通じて、中高年齢者の健康促進、子どもたちの健全育成を図り、より良い町づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1817号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日  
平成22年11月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
NPO法人ニューオンブズマン

(2) 代表者の氏名  
久野 芳幸

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県遠賀郡芦屋町幸町9番12号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、多くの市民に対して、地方公共団体等に関わる不当な行為や不正を厳しい目で監視し、厳然たる事実を明るみにすることおよび地域活性化を意識した催し等を行うことにより、健全な市民生活および豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1818号

苅田町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年11月17日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 退任理事

氏名	住所
古田 功	京都府苅田町大字谷827番地
中園 史郎	" " 大字下片島932番地 2
古宮 浩司	" " 大字山口1320番地
飯田 昭夫	" " 大字山口469番地
松蔭 悟日梅	" " 大字稲光1020番地
浦田 松雄	" " 大字葛川52番地 1
吉本 良孝	" " 大字法正寺346番地 1
小園 正美	" " 大字黒添338番地
向井 富士美	" " 大字鋤崎691番地 1
川水 恵身	" " 大字岡崎251番地
笠村 夫	" " 大字上片島2112番地
中谷 政三	" " " 1394番地 2
白石 説而	" " 大字新津529番地
田淵 力三郎	" " 大字二崎372番地 1

## 2 退任監事

氏名	住所
中山 安正	京都府苅田町大字下片島172番地 4
西村 清文	" " 大字稲光454番地
井本 繁	" " 大字与原641番地 1

## 3 就任理事

氏名	住所
古田 功	京都府苅田町大字谷827番地
中園 史郎	" " 大字下片島932番地 2
古宮 浩司	京都府苅田町大字山口1320番地
飯田 昭夫	" " " 469番地

松陰 悟日梅	" " 大字稲光1020番地
浦田 松雄	" " 大字葛川52番地 1
吉本 良孝	" " 大字法正寺346番地 1
小園 正美	" " 大字黒添338番地
向井 富士美	" " 大字鋤崎691番地 1
川水 恵身	" " 大字岡崎251番地
笠村 夫	" " 大字上片島2112番地
中谷 政三	" " " 1394番地 2
白石 説而	" " 大字新津529番地
田淵 力三郎	" " 大字二崎372番地 1

## 4 就任監事

氏名	住所
中山 安正	京都府苅田町大字下片島172番地 4
西村 清文	" " 大字稲光454番地
井本 繁	" " 大字与原641番地 1

福岡県告示第1819号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 GRAND MALL
- (2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目13番1号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第1820号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米 柳川線	柳川市金納12番3先から 柳川市金納544番2先まで

福岡県告示第1821号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

太宰府市大字国分字裏山976の1、977の1、977の4、990の45

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1822号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市屏字ウトウラ1791、1799、字ナカクボ1864の3、1864の6、1867

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1823号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町上横山字矢櫃1031の53、1041の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1824号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成22年11月8日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年11月17日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
行橋市大字津留、大字元永、大字馬場、大字高瀬及び大字辻垣	換地計画書の写し	平成22年11月17日から 平成22年12月16日まで	行橋市役所

(元永地区第5換地区)

福岡県告示第1825号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成22年11月8日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年11月17日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
築上郡上毛町大字垂水（垂水地区）	換地計画書の写し	平成22年11月17日から 平成22年12月16日まで	上毛町役場

福岡県告示第1826号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年11月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市小川町32番1、32番10から32番36まで、及び38番9並びにこれらの区域内の水路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市長田町32 - 1

三池生コンクリート工業株式会社

代表取締役 本田 邦昭

公安委員会

福岡県公安委員会告示第314号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成22年11月17日

福岡県公安委員会

#### 1 検定の種別、実施日、時間及び場所

##### (1) 貴重品運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成23年2月23日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

##### (2) 施設警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成23年2月24日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

#### 2 受検定員

各検定15名

#### 3 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上である者
- (2) 公安委員会が前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### 4 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行

わない。

#### 5 学科試験及び実技試験

##### (1) 貴重品運搬警備業務1級

###### ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

###### イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 施設警備業務1級

###### ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

###### イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 6 検定申請手続等

### (1) 受付期間

平成23年1月14日(金)から同年1月18日(火)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

### (2) 必要書類

#### ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
- (イ) 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
- (ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

#### エ 1級の受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

- a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書等)
- b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)

#### イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)
- (ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

#### エ 1級の受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

- a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書等)

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)

### (3) 検定手数料

- ア 貴重品運搬警備業務1級 16,000円
- イ 施設警備業務1級 16,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

### (4) 申請方法

- ア 受検を希望する者は、まず、前記6(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

- イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記6(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

- ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

### 7 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

### 8 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45



分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

福岡県公安委員会告示第315号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成22年11月17日

福岡県公安委員会

#### 1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

#### 2 審査の実施日、実施時間及び実施場所

実施日	実施時間	実施場所
平成23年2月25日（金）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

#### 3 審査定員

30名

#### 4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有する者
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員

- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

#### 5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

#### 6 学科試験及び実技試験

##### (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 7 審査申請手続等

##### (1) 受付期間

平成23年1月14日（金）から同年1月18日（火）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

##### (2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(ウ) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(エ) 旧合格証の写し

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)

(エ) 旧合格証の写し

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

(ア) 審査申請書(検定規則別記様式)1通

(イ) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)

(ウ) 旧合格証の写し

(3) 審査手数料

4,700円

審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した審査手数料については、審査申請を取り消した場合又は受審しなかった場合においても返還しない。

(4) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、住所地(審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に審査手数料を添えて審査申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 審査の申請は、原則として受審者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受審者本人の委任状(本人が署名したもの

に限る。)を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 審査当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 審査に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活安全総務課警備係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 審査申請書(検定規則別記様式)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。

福岡県公安委員会告示第322号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により告示する。

平成22年11月17日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成22年12月21日(火)午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

#### 福岡県公安委員会告示第323号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年11月17日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所等

日時	場所	開催警察署
平成22年12月9日（木） 13:30～16:30	嘉麻市大隈町1228番地1 夢サイトかほ	嘉麻警察署

平成22年12月9日（木） 13:30～16:30	うきは市吉井町343番地3 うきは警察署 会議室	うきは警察署
平成22年12月15日（水） 13:30～16:30	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署

### 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。